

各種請求書類等様式集

電子郵便関係

日本郵便株式会社

【様式】

- 1 送受信装置によるファクシミリ送信型電子郵便物差出承認請求書
- 2 送受信装置によるファクシミリ送信型電子郵便物差出承認及び料金後納承認請求書
- 3 電話によるファクシミリ送信型電子郵便物差出承認請求書
- 4 電話によるファクシミリ送信型電子郵便物差出承認及び料金後納承認請求書
- 5 送受信装置によるファクシミリ送信型電子郵便物差出票
- 6 送受信装置によるファクシミリ送信型電子郵便物の差出しに係る（ ）変更届
- 7 送受信装置によるファクシミリ送信型電子郵便物差出廃止届
- 8 コンピュータ発信型電子郵便利用届
- 9 電子計算機によるコンピュータ発信型電子郵便物差出承認請求書
- 10 電子計算機によるコンピュータ発信型電子郵便物の差出しに係る（ ）変更届
- 11 電子計算機によるコンピュータ発信型電子郵便物差出廃止届

様式1 送受信装置によるファクシミリ送信型電子郵便物差出承認請求書（電子郵便約款第8条第4項関係）

送受信装置によるファクシミリ送信型電子郵便物差出承認請求書

郵便局長 殿

平成 年 月 日

住所又は居所
請求者
氏 名 ㊟

当方の設置したファクシミリグループ三型（又はファクシミリグループ四型）の送受信装置からの送信によりファクシミリ送信型電子郵便物を差し出すことの承認を受けたいので、請求します。

- 1 連絡先
 - (1) 連絡部署
 - (2) 電話番号
- 2 希望する利用開始年月日
- 3 1か月の差出予定通数
- 4 送受信装置の規格

備考

- 1 請求者欄には、署名し、又は記名押印していただきます。
- 2 個人の場合、連絡部署欄の記入は省略しても差し支えありません。
- 3 電話番号欄には、連絡先電話番号と利用する送受信装置に接続された電話番号を記入していただきます（同一の場合を除きます。）。
- 4 この用紙は、日本工業規格A4とします。

様式2 送受信装置によるファクシミリ送信型電子郵便物差出承認及び料金後納承認請求書（電子郵便約款第8条第4項関係）

送受信装置によるファクシミリ送信型電子郵便物差出承認及び料金後納承認請求書

平成 年 月 日

郵便局長 殿

住所又は居所

請求者

氏 名 ㊟

当方の設置したファクシミリグループ三型（又はファクシミリグループ四型）の送受信装置からの送信によりファクシミリ送信型電子郵便物を差し出すことの承認及び料金後納の取扱いの承認を受けたいので、請求します。

1 後納料金の支払方法

- (1) 口座振替払（請求者指定の金融機関預貯金口座からの振替払）
- (2) 銀行振込（日本郵便株式会社の指定預金口座への送金による支払）（※送金手数料は請求者負担）
- (3) ゆうちょ銀行窓口払

2 連絡先

- (1) 連絡部署
- (2) 電話番号

3 希望する利用開始年月日

4 1か月の差出予定通数

5 1か月の差出予定通数に係る料金の概算額

6 送受信装置の規格

7 担保の軽減又は免除

次の事由に該当するため、担保の軽減又は免除を申し出ます。

なお、本申出に係る担保の軽減又は免除が取り消されたときは、直ちに所要の担保を提供します。

(1) 現に後納の承認を受けていない場合

区 別	事 由	申 出
担保免除	ア 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法に規定する認可金融商品取引業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行する会社であること。	
	イ 1か月内の後納料金等の概算額が500,000円に満たず、かつ、後納料金等を支払期限までに確実に支払うことができると認められる資料を提示すること。	

(2) 現に後納の承認を受けている場合

区 別	事 由	申 出
担保軽減	ア 最近1年以上継続して後納料金等を支払期限までに確実に支払っていること。	
担保免除	イ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に規定する金融商品取引	

	所に上場されている株式又は同法に規定する認可金融商品取引業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行する会社であること。	
ウ	1か月内の後納料金等の概算額が500,000円に満たず、かつ、最近6か月以上継続して後納料金等を支払期限までに確実に支払っていること。	
エ	1か月内の後納料金等の概算額が500,000円に満たず、かつ、後納料金等を支払期限までに確実に支払うことができると認められる資料を提示すること。	
オ	後納料金等を3年以上継続して支払期限までに確実に支払っていること。	
カ	オにより担保の免除を受けた者（法人に限ります。）に属する本店、支店等であって、「担保免除申出書」を提出すること。	

備 考

- 1 請求者欄には、署名し、又は記名押印していただきます。
- 2 後納料金の支払方法欄には、希望の番号に○印を付けていただきます。
- 3 個人の場合、連絡部署欄の記入は省略しても差し支えありません。
- 4 電話番号欄には、連絡先電話番号と利用する送受信装置に接続された電話番号を記入していただきます(同一の場合を除きます)。
- 5 担保の軽減又は免除欄には、担保の軽減又は免除を申し出る場合に限り、該当する項目の「申出」欄のいずれかに○印を付けていただきます。ただし、請求者が官公署又は特別の法律をもって設立された法人（内国郵便約款別記3に掲げるものに限り）であるときは、記入を要しません。
- 6 この用紙は、日本工業規格A4とします。
- 7 この請求書に、本人等確認書類を添えていただきます。
- 8 支払うべき料金（延滞利息を除きます。）について支払期限日を経過してもなお支払がない場合には、支払期限日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

様式3 電話によるファクシミリ送信型電子郵便物差出承認請求書（電子郵便約款第8条第7項関係）

電話によるファクシミリ送信型電子郵便物差出承認請求書

郵便局長 殿

平成 年 月 日

住所又は居所
請求者
氏 名 ㊟

電話を利用してファクシミリ送信型電子郵便物を差し出すことの承認を受けたいので、請求します。

- 1 希望する照合記号番号
- 2 連絡先
 - (1) 連絡部署
 - (2) 電話番号
- 3 希望する利用開始年月日
- 4 1か月の差出予定通数

備 考

- 1 請求者欄には、署名し、又は記名押印していただきます。
- 2 個人の場合、連絡部署欄の記入は省略しても差し支えありません。
- 3 この用紙は、日本工業規格A4とします。

様式4 電話によるファクシミリ送信型電子郵便物差出承認及び料金後納承認請求書（電子郵便約款第8条第7項関係）

電話によるファクシミリ送信型電子郵便物差出承認及び料金後納承認請求書

平成 年 月 日

郵便局長 殿

住所又は居所

請求者

氏 名 ㊟

電話を利用してファクシミリ送信型電子郵便物を差し出すことの承認及び料金後納の承認を受けたいので、請求します。

1 後納料金の支払方法

- (1) 口座振替払（請求者指定の金融機関預貯金口座からの振替払）
- (2) 銀行振込（日本郵便株式会社の指定預金口座への送金による支払）（※送金手数料は請求者負担）
- (3) ゆうちょ銀行窓口払

2 希望する照合記号番号

3 連絡先

- (1) 連絡部署
- (2) 電話番号

4 希望する利用開始年月日

5 1か月の差出予定通数

6 1か月の差出予定通数に係る料金の概算額

7 担保の軽減又は免除

次の事由に該当するため、担保の軽減又は免除を申し出ます。

なお、本申出に係る担保の軽減又は免除が取り消されたときは、直ちに所要の担保を提供します。

(1) 現に後納の承認を受けていない場合

区 別	事 由	申 出
担保免除	ア 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法に規定する認可金融商品取引業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行する会社であること。	
	イ 1か月内の後納料金等の概算額が500,000円に満たず、かつ、後納料金等を支払期限までに確実に支払うことができると認められる資料を提示すること。	

(2) 現に後納の承認を受けている場合

区 別	事 由	申 出
担保軽減	ア 最近1年以上継続して後納料金等を支払期限までに確実に支払っていること。	
担保免除	イ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法に規定する認可金融商品取引業協会	

	に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行する会社であること。	
ウ	1か月内の後納料金等の概算額が500,000円に満たず、かつ、最近6か月以上継続して後納料金等を支払期限までに確実に支払っていること。	
エ	1か月内の後納料金等の概算額が500,000円に満たず、かつ、後納料金等を支払期限までに確実に支払うことができると認められる資料を提示すること。	
オ	後納料金等を3年以上継続して支払期限までに確実に支払っていること。	
カ	オにより担保の免除を受けた者（法人に限ります。）に属する本店、支店等であって、「担保免除申出書」を提出すること。	

備 考

- 1 請求者欄には、署名し、又は記名押印していただきます。
- 2 後納料金の支払方法欄には、希望の番号に○印を付けていただきます。
- 3 個人の場合、連絡部署欄の記入は省略しても差し支えありません。
- 4 担保の軽減又は免除欄には、担保の軽減又は免除を申し出る場合に限り、該当する項目の「申出」欄のいずれかに○印を付けていただきます。ただし、請求者が官公署又は特別の法律をもって設立された法人（内国郵便約款別記3に掲げるものに限りません。）であるときは、記入を要しません。
- 5 この用紙は、日本工業規格A4とします。
- 6 この請求書に、本人等確認書類を添えていただきます。
- 7 支払うべき料金（延滞利息を除きます。）について支払期限日を経過してもなお支払がない場合には、支払期限日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

様式5 送受信装置によるファクシミリ送信型電子郵便物差出票（電子郵便約款第9条第6項関係）

送受信装置によるファクシミリ送信型電子郵便物差出票				
郵便局長 殿			平成 年 月 日	
住所又は居所 差出人 電話番号 氏 名				
おお客様番号		□□□□□□□□□□-□□□□□□□□		
おお客様番号		□□□□□□□□□□-□□□□□□□□		
付 日	印			
台紙・封筒の種別	内容文書の枚数	通 数	1 通の料金	合計料金
合 計				

備 考

- 1 差出人欄には、送受信装置によるファクシミリ送信型電子郵便物の差出しを行う場合にあっては、署名し、又は記名押印し、電子計算機によるファクシミリ送信型電子郵便物の差出しを行う場合にあっては、記名していただきます。
- 2 お客様番号欄には、ゆうびんビズカードの表面に記載されている32けたの番号を記入していただきます。
- 3 「台紙・封筒の種別」欄には、台紙型・封筒型の区別を記入していただきます。さらに、台紙型の場合にあっては、台紙の種類を記入していただきます。
- 4 この用紙は、日本工業規格A5とします。

様式6 送受信装置によるファクシミリ送信型電子郵便物の差出しに係る（ ）変更届（電子郵便約款第10条関係）

送受信装置によるファクシミリ送信型電子郵便物の差出しに係る（ ）変更届	
郵便局長 殿	平成 年 月 日
届出人	住所又は居所
	氏 名
送受信装置によるファクシミリ送信型電子郵便物の差出しに係る（ ）を変更したので、届け出ます。	
1 変更年月日	
2 変更の内容	

備 考

- 1 括弧内には、届の区別に従い、次の文字を記入していただきます。
 - (1) 氏名変更届 「差出人氏名」の文字
 - (2) 住所又は居所変更届 「差出人住所（又は差出人居所）」の文字
 - (3) 連絡部署変更届 「連絡部署」の文字
 - (4) 連絡先電話番号変更届 「電話番号」の文字
 - (5) 差出事業所変更届 「差出事業所」の文字
- 2 差出事業所変更届のときは、届出文中の「変更した」を「変更する」としていただきます。
- 3 電子郵便約款第8条第7項又は第8項の請求書に記載した内容を変更する場合には、「送受信装置」を「電話」としていただきます。
- 4 変更の内容欄には、変更前のものと変更後のものとを記入していただきます。
- 5 この用紙は、日本工業規格A4とします。

様式7 送受信装置によるファクシミリ送信型電子郵便物差出廃止届（電子郵便約款第13条関係）

送受信装置によるファクシミリ送信型電子郵便物差出廃止届			
郵便局長 殿		平成	年 月 日
		住所又は居所	
		届出人	
		氏	名
送受信装置による電子郵便物を差し出す必要がなくなったので、届け出ます。			

備 考

- 1 電子郵便約款第8条第6項の規定によりファクシミリ送信型電子郵便物を差し出す必要がなくなった場合にあっては、「送受信装置」を「電話」としていただきます。
- 2 この用紙は、日本工業規格A4とします。

様式8 コンピュータ発信型電子郵便利用届（電子郵便約款第24条第2項関係）

コンピュータ発信型電子郵便利用届	
郵便局長 殿	平成 年 月 日
	住所又は居所
	届出人
	氏 名
コンピュータ発信型電子郵便の利用を、届け出ます。	
連絡先	
1 連絡部署	
2 電話番号	

備 考

- 1 届出人の氏名及び住所又は居所の変更があったとき並びに利用の廃止をしたときは、その旨を差出事業所に申し出ていただきます。
- 2 この用紙は、日本工業規格A4とします。

電子計算機によるコンピュータ発信型電子郵便物差出承認請求書

平成 年 月 日

郵便局長 殿

住所又は居所

請求者

氏 名 ㊞

当方の設置した電子計算機からの送信によりコンピュータ発信型電子郵便物を差し出すことの承認を受けたいので、請求します。

1 後納料金の支払方法

- (1) 口座振替払（請求者指定の金融機関預貯金口座からの振替払）
- (2) 銀行振込（日本郵便株式会社の指定預金口座への送金による支払）（※送金手数料は請求者負担）
- (3) ゆうちょ銀行窓口払

2 連絡先

- (1) 連絡部署
- (2) 電話番号

3 差出事業所名

4 希望する利用開始年月日

5 1か月の差出予定通数

6 担保の軽減又は免除

次の事由に該当するため、担保の軽減又は免除を申し出ます。

なお、本申出に係る担保の軽減又は免除が取り消されたときは、直ちに所要の担保を提供します。

(1) 現に後納の承認を受けていない場合

区 別	事 由	申 出
担保免除	ア 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法に規定する認可金融商品取引業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行する会社であること。	
	イ 1か月内の後納料金等の概算額が500,000円に満たず、かつ、後納料金等を支払期限までに確実に支払うことができると認められる資料を提示すること。	

(2) 現に後納の承認を受けている場合

区 別	事 由	申 出
担保軽減	ア 最近1年以上継続して後納料金等を支払期限までに確実に支払っていること。	
担保免除	イ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法に規定する認可金融商品取引業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行する会社であること。	
	ウ 1か月内の後納料金等の概算額が500,000円に満たず、かつ、	

	最近6か月以上継続して後納料金等を支払期限までに確実に支払っていること。	
	エ 1か月内の後納料金等の概算額が500,000円に満たず、かつ、後納料金等を支払期限までに確実に支払うことができると認められる資料を提示すること。	
	オ 後納料金等を3年以上継続して支払期限までに確実に支払っていること。	
	カ オにより担保の免除を受けた者（法人に限ります。）に属する本店、支店等であって、「担保免除申出書」を提出すること。	

備 考

- 1 請求者欄には、署名し、又は記名押印していただきます。
- 2 後納料金の支払方法欄には、希望の番号に○印を付けていただきます。ただし、差し出そうとする事業所の料金後納の承認を受けている場合は、記入は要しません。
- 3 担保の軽減又は免除欄には、担保の軽減又は免除を申し出る場合に限り、該当する項目の「申出」欄のいずれかに○印を付けていただきます。ただし、請求者が官公署又は特別の法律をもって設立された法人（内国郵便約款別記3に掲げるものに限りません。）であるときは、記入を要しません。
- 4 この用紙は、日本工業規格A4とします。
- 5 この請求書に、本人等確認書類を添えていただきます。ただし、差し出そうとする事業所の料金後納の承認を受けている場合は、この限りではありません。
- 6 支払うべき料金（延滞利息を除きます。）について支払期限日を経過してもなお支払がない場合には、支払期限日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

様式10 電子計算機によるコンピュータ発信型電子郵便物の差出しに係る（ ）変更届（電子郵便約款第26条関係）

電子計算機によるコンピュータ発信型電子郵便物の差出しに係る（ ）変更届	
郵便局長 殿	平成 年 月 日
	住所又は居所
	届出人
	氏 名
電子計算機からの送信によるコンピュータ発信型電子郵便物の差出しに係る（ ）を変更したので、届け出ます。	
1	変更年月日
2	変更の内容

備 考

- 括弧内には、届の区別に従い、次の文字を記入していただきます。
 - 氏名変更届 「差出人氏名」の文字
 - 住所又は居所変更届 「差出人住所（又は差出人居所）」の文字
 - 連絡部署変更届 「連絡部署」の文字
 - 連絡先電話番号変更届 「電話番号」の文字
 - 差出事業所変更届 「差出事業所」の文字
- 差出事業所変更届のときは、届出文中の「変更した」を「変更する」としていただきます。
- 変更の内容欄には、変更前のものと変更後のものとを記入していただきます。
- この用紙は、日本工業規格A4とします。

様式11 電子計算機によるコンピュータ発信型電子郵便物差出廃止届（電子郵便約款第29条関係）

電子計算機によるコンピュータ発信型電子郵便物差出廃止届	
郵便局長 殿	平成 年 月 日
	住所又は居所
	差出人
	氏 名
電子計算機からの送信によりコンピュータ発信型電子郵便物を差し出す必要がなくなったので、届け出ます。	

備 考

この用紙は、日本工業規格A4とします。